

7. 警察の自浄力を発揮し、県民に頼られる警察を

今年度私たち共産党県議団は2件の警察対応の案件に関し、県民から相談を受けています。問題の構造が類似しているため、警察の県民対応と自浄力に問題があると感じ是正を求めたいと思います。

2件ともに、県民が、恋人間または親子間のトラブルがあった際に警察に助けを求めた事案ですが、いずれも当事者が「警察の行為によって性被害に遭った、または負傷した」と主張しているものです。

個人情報に関わるので詳細は述べませんが、1件目は、恋人間のトラブル。通報者が男性恐怖症であることを把握しながら、男性警官を現場に派遣し、後に女性警官が来る旨の説明もないまま、ともかく動くな、家に戻るなど行動制限をされ、制止を突破すべく争う中で転倒させられ、何度も胸に触られた等と相談者が訴えている件。被害者は事件のショックで仕事に行けない状況に陥っています。PTSD等医師の診断書も出ています。

2件目は、親子間トラブル。親子喧嘩の末、親子ともにお互いに手をあげ、中学生の子どもから警察に通報があった件。一時的に離れた方がいいという警察のアドバイスを受け、適切な場がなかったため、母親から「児童相談所へ連れて行ってほしい」と依頼。警察が3人がかりで子どもを連れていこうとし、子ども本人が見相行きを拒んだにもかかわらず力づくでつれて行こうとし、さらに8人の応援を要請。11人の大人に囲まれて引き倒されたり頭を足で挟まれたりして恐怖を味わったとされ、2日間の通院で、脳震盪 頸椎捻挫 腹部打撲擦過傷 背部打撲擦過傷 右肩打撲傷 左肩打撲擦過傷 左耳擦過傷 右膝打撲傷の診断書が出されていることを確認しています。

問題は二点あります。一点目は、出動要請を受けた後の警察の対応です。両件ともに、当事者が刃物など所持していないか不明な中で、結果として過剰とも思える人員の投入が行われることや、緊迫した局面で、警察も多少は強引な対応もあり得ることはやむを得ないかもしれませんが、その結果、助けを求めた県民を身体的にも精神的にも著しく傷つけた場合の対応が問われます。県民が泣き寝入りする場合もあるでしょう。例示した当事者の方々は、あまりに不当だと思い、納得できず、私たちに相談に来られる前にそれぞれ自身で地元警察署や警察本部に説明を求めています。そしてそれぞれ、「対応は適切だった」と冷たく回答され、「あなたレベルには説明することはない」などとの暴言まで吐かれたとのことです。

二点目は、警察組織のガバナンスが機能しているのかという問題です。県民が、地元警察では納得のいく説明が受けられない、と、「警察の警察」と言われる監察官室に相談しても、特に回答がない、聞き置かれるという目に合っています。そこで困りあぐねて私たちにご相談があり、私たちも警察本部に同行して困りごとの相談窓口である広報県民課に丁寧に

話を聞いてはいただきました。しかしながら、そのあと結局問題対応が疑われる当該地元署に対応が任されて、1件は何か月も回答なし、もう1件は当日対応した警官から「対応に問題はなかった」と言われるにとどまっています。当該地元警察署に自省を求めただけの対応では、真に問題対応の検証ができるとは思えません。広報県民課にうかがうと、県民からの是正を求める相談を上部機関に送付する場合としない場合が混在していること、同一相談者からの案件を一貫して担当する方が決まっていないため、2回目の相談の際、初回に相談した担当者が在室していたとしても、電話に出た者が別の職員であればまた一から同じ説明を強いられるなどの課題も明らかになりました。

親子喧嘩を発端に、結果的に警察の行為によってたくさんの傷を負うことになった被害当事者の中学生に現在の心境を聞いたところ以下の言葉がありました。「ちゃんと謝ってほしい。困っていたから警察を呼んだのに、何であんな事をされなきゃいけなかったんだ。あんな酷いことをされて死ぬかと怖かった。死んでたらどうしてたんだ。警察は頼っちゃダメなんだ。」

県民にこんなことを言わせる警察でいいのでしょうか。「ケガをさせられて一言の謝罪もないのか」というのは両件に共通する相談者の嘆きの言葉です。地域の治安を維持するために住民の協力は不可欠です。県民に理解され、頼られる警察であるために自浄力を発揮していただきたいと思います。

そこで警察本部長にうかがいます。

今回は女性警官が少ないことが原因で起こった問題もありました。女性警察官に期待できる役割に対する認識と、今後どういうテンポで増やしていくか見解をうかがいます。

次に、県民から警察対応について苦情の申し出があった際に、苦情を確実に受けとめ、丁寧に検証する仕組みが必要だと考えます。苦情申出という負担を何度も県民に負わせることのないよう、広報県民課から当該警察に戻すのみならず、確実に上部組織である警察本部の所管部署に情報共有するとともに、事件の対象職員の職務執行の是非について調査し、問題点のある職務執行について講じた措置について第三者が誠実に報告することが求められます。苦情対応の現状の課題と今後の改善方針について見解をうかがいます。

また、今回のように県民がその苦情処理に納得できない場合、次の手段を知らせることも重要です。

警察法第79条には、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に文書で申し出ることができると定められています。また、同条の解釈・運用基準において、公安委員会は、申出の内容を適切に処理し、その結果を申出者に通知することや、都道府県警察に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を行わせるとともに、その結果の報告を求めることなどが規定されています。

警察法 79 条の規定は、1999 年 9 月以降に相次いで発生・発覚した警察の不祥事案を受けて、警察職員の職務執行に関する苦情の組織的かつ適切な処理を期して、2001 年 6 月に施行されたものです。

しかしながら、今回の二つの事案では、苦情相談後「問題はなかった」とされて納得できないという相談者の声を聴いていながら、公安委員会を通じるこの手続きが相談者に何ら説明されていないようであり、警察法が求める苦情の組織的かつ適切な処理が行われていないといわざるを得ません。

そこで警察本部長に伺います。

広報県民課で行っている苦情の相談対応と警察法 79 条の苦情申出手続きは、どのような関係にあるのでしょうか。また、広報県民課による対応に納得いただけない県民に対し、警察法第 79 条の手続きを案内するなど、苦情を組織的かつ適切に処理するために、両手続きの連携・連動が必要と考えますが、どのように対応しているのか見解をうかがいます。